

平成30年度
糸島市外部点検報告書

平成30年9月
糸島市行政改革推進委員会

目次

1 外部点検報告書について.....	1
2 平成 30 年度糸島市外部点検の実施概要について.....	2
3 外部点検の結果について.....	4
(1) 点検施策「 障がい者の地域生活を支援する」の点検結果	4
外部点検による施策の方向性の示唆.....	4
外部点検員からの見直し・改善に関する主な意見	5
参考：点検施策の概要	7
(2) 点検施策「 市民と行政が協働して環境を保全する」の点検結果.....	11
外部点検による施策の方向性の示唆.....	11
外部点検員からの見直し・改善に関する主な意見	11
参考：点検施策の概要	13
4 平成 30 年度外部点検のまとめ	15

1 外部点検報告書について

糸島市では、行政評価制度に基づき、長期総合計画の施策を外部の視点で点検する「外部点検」の取組を行い、行政改革推進委員会が、その点検者としての役割を担っています。

今年度においても、その役割を果たすため、2 施策の点検をおこなったので、この報告書により点検結果を報告します。

なお、昨年度までの外部点検を通して、本委員会は、以下のような意見を持っています。

- (1) 平成 28 年度から「施策」単位での点検に変更したことで、それまでの「事務事業」単位よりも、施策全体が見通せるようになり、評価がしやすくなった。
- (2) 市職員が各施策推進に向け、日々真面目に懸命に取り組んでいることがよくわかるとともに、全施策に共通すると思われる重要な 4 つの視点（ 施策の目指す姿の明確化及び共有、 事業や施策の向こう側にある市民が受ける成果（アウトカム）を意識する、 適切な指標の設定、 わかりやすく伝える ）を見出すこともできた。
- (3) 外部点検を含む行政評価をしっかりと行うことは、市民サービスの向上に直結することであり、「住民の福祉の増進を図る」（地方自治法第一条の二）という地方自治体の役割を今後も十分に果たしていくために、必要不可欠であると考えます。

2 平成 30 年度糸島市外部点検の実施概要について

(1) 目的

糸島市行政評価制度に基づき市が行う行政評価について、市民や有識者などと一緒に対話を通して「行政外部の視点」から点検を行い、自律的に行政サービスの質を高めていくことを目的に実施する。あわせて、「気づき」による職員の意識改革を図る。

外部点検では、以下の 3 項目に重心を置くこととする。

評価の質の確保

職員の自律的な事業の見直し

職員の意識改革

(2) 点検対象

糸島市長期総合計画後期基本計画に掲げる 66 の施策について、各施策を構成する事務事業のまとまりを対象に点検を実施する。

ただし、点検の効率等を考慮し、以下の除外基準に該当する施策は点検対象から除外する。

【除外基準】

「糸島市総合戦略」に掲載している施策

平成 24～26 年度外部評価を受けた事業が属する施策、平成 28、29 年度外部点検を受けた施策

平成 28、29 年度外部点検の施策統括課の施策

終了した施設整備事業、法定受託事務が主である施策、予算事業として実施計画事業、主要な事業がないなど見直しの余地が少ない施策

66 の施策から上記の除外基準を適用した結果、7 施策が点検対象の候補となった。

7 候補の中から、行政改革推進委員会として、次の 2 施策を点検対象に決定した。

点検施策

- ・ 障がい者の地域生活を支援する

(施策統括課：福祉支援課)

- ・ 市民と行政が協働して環境を保全する

(施策統括課：生活環境課 関係課：農林水産課)

(3) 点検実施日時

外部点検会議 1 日目 (A 班) 平成 30 年 8 月 1 日 (水曜日) 14 時 15 分～15 時 45 分

点検施策： 障がい者の地域生活を支援する

外部点検会議 2 日目 (B 班) 平成 30 年 8 月 2 日 (木曜日) 14 時 15 分～15 時 45 分

点検施策： 市民と行政が協働して環境を保全する

(4) 点検員

糸島市行政改革推進委員会の委員（市職員を除く）を2班に分け、各班で1施策ずつ、外部点検を実施する。なお、外部点検を効果的に実施するため、コーディネーターを配置する。

【コーディネーター】

氏名	所属
加留部 貴行	九州大学大学院統合新領域学府客員准教授

【点検員】糸島市行政改革推進委員会の委員（市職員を除く）

氏名	所属	班
石長 史康	公募委員	A
岩井 美樹	一般社団法人日本ヒープ協議会 九州支部理事	A
佐藤 倫子	公募委員	A
十時 裕	有限会社ブランドゥ 代表取締役	A、B
西 憲一郎	糸島市教育委員会 委員長職務代理者	A
藤原 好子	公募委員	B
松嶋 慶祐	財団法人九州経済調査協会 事業開発部主任研究員	B
村藤 功	九州大学大学院 経済学研究院 九州大学ビジネススクール 教授	A、B
吉岡 愛一郎	糸島市行政区長会 副会長	B

(5) 結果の活用

外部点検により得られた意見や新たな視点を参考に、より効果的な施策推進を図るため、以下のとおり点検結果を活用する。

- 施策の中での事業の優先順位付けによる自律的なスクラップアンドビルドの実行
- より効果的な事業への改善
- 内部評価の質の向上
- 次期総合計画の見直しへの活用

3 外部点検の結果について

(1) 点検施策「障がい者の地域生活を支援する」の点検結果

(施策統括課：福祉支援課)

外部点検による施策の方向性の示唆

障がい者を対象とした様々な事業（サービス）を実施し、障がい者の福祉の向上に取り組んでいる点は大いに評価できる。また、相談業務などで障がい者の現状把握に努め、現場を重視する姿勢も評価したい。

しかしながら、本施策では「障がい者と地域が一体となること」がポイントであるが、構成事業が、障がい者支援ばかりで、一般市民に働きかける事業（10ページに記載の「その他施策推進に係る取組」のこと）が本施策に紐付けられていない点は違和感が残る。

また、成果指標については、もう少し適切なものを検討する余地があると思う。

さらに、施設入所からグループホームを含む在宅生活へ移行するという国の方針もあるだろうが、施設入所待機者（将来の入所希望者も含む）が少なからずいるため、その対策も必要と考える。グループホームを含む在宅であっても、施設入所であっても、さまざまな障がい者が地域で生活していくために、心理的、物理的バリアフリーの実現をはじめ、何が大切かを考え、市としての今後のビジョンとそれを実現するための方針や具体的施策をしっかりと出していく必要があると考える。

例えば、施策のありたい姿を表出させ、市民と共有するために、スローガンを作成し、発信し続けるなどを考えてみてはどうか。

また、相談業務などから見えてくる課題については、分析を深め、課題解決へのアプローチを検討していただきたい。この施策解決のためには、地元行政区などの地域や市民の日常において、健常者と障がい者が共に暮らしていける地域社会を目指して、その中核に地域包括支援センターを設置していくとよいのではないか。

いずれにせよ、施策のありたい姿を明確にし、そのために何を「コア」として取り組むのかや、地域が主体となる具体的な成果を、適切な指標などでしっかりと表出させ、市民と共有・協働しながら、施策の推進を図っていただきたい。

外部点検員からの見直し・改善に関する主な意見

施策全体に関して

良いと思われる点

- ・現場を（利用者）を重視している姿勢がうかがわれ、障害の種類、程度に応じ、きめ細かく地域生活を送っていくための事業が行われている。
- ・相談業務に力をいれ、しっかりと障がい者の現状を把握しながら、一人ひとりの問題解決をしている。
- ・今後、日常生活圏域を対象として相談、活動の取組を予定している。

見直し・改善すべきと思われる点

【施策を進めるために重要なことについて】

- ・市として何に重点を置いてやるかしっかり考えることが重要で、施策としての「コア」を見失っている、もしくは表出していないと感じる。
- ・相談業務が重要であるならば、それを「コア」にしてどうしていくのか、また、どう各種国県事業を結び付けていくのか、ビジョン（ありたい姿）を明確にする必要がある。そのうえで、スローガンを定めて発信し続ける（刷り込む）など、具体的な言葉にして、市民に伝える姿勢が必要。それにより、市民を交えた取組で解決できることも多いと思われる。

【指標について】

- ・状況や課題は把握しつつも、今後の解決に向けたアプローチがあまり見えない。次期の成果指標を定めるにあたっては、現行の窓口数やグループホーム数といったアウトプットの指標から、具体的な生活の質の向上に結びつくアウトカムを指標を設定していく必要があると思われる。
- ・指標を当事者及び関係者の支援のみではなく「地域と一体となった取組」を意識したものすることにより、取組が広がっていくのではないかと。また、当事者及び関係者の満足度、幸せ感向上を目指すことを指標に入れてはどうか。

【その他】

- ・地域の理解が重要な施策と思われるため、障がい者と地域を分けず、日常生活圏域を意識したグループで障がい者の話し合いをみんなでやるなどといった関係強化の取組が重要と思う。
例）協議会、スマイルネット
- ・「市民の障がいへの理解を深めるための事業」も、施策評価表に明記しなければ、この施策本質は伝わらないと思う。
- ・窓口相談は、相談をヒントとして事業の見直し、改善を行うよう、実績報告だけにしないで、その分析を活かしてほしい。アンケート以上に重要と考える。
- ・在宅が、グループホームで達成するのならば、有効、効果的なものができるようにしてほしい。また、施設から出して地域生活に移行するという国の方針にあてはまる障がい者とあてはまらない障がい者がいるように思われるため、施設についても、必要量が維持できるよう、国への要望も含め、努力してほしい。

個別の事業に関して

[各事業共通]

・優先度の「高・中・低」の判断の視点がよくわからないので、整理して欲しい。（障がい者、保護者からの視点なのか、行政の視点からなのか）

[軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業]

・難聴児に補聴器を買ってあげるとは良いことだと思うが、6～7万円の事業費にトータルコストが24～25万円は効率的でない。もっと広域でできないのか。

[福祉タクシー基本料金助成事業]

・1人につき最大36枚配布できるのに、14枚（H29実績400人が5,663回使用）くらいしか使われていない。透析患者などニーズのある人に増やすなど、障害の種別、度合いなどで、助成の優遇措置を設けてはどうか。

・「タクシー」と言えば理解できるが、今後の市の方向性はずっと「タクシー利用」なのか。他の方法は無いのか。例えば、コミュニティバスや地域のボランティアバスも一緒に考え、共にやれるところがあると思う。

[障害者介護給付費、 特定障害者特別給付費、 障害者相談支援給付費、 障害者自立支援医療給付費]

・手当が出ているのは当事者にはわかってはいるが、今後将来をどう描いて生きていくのかなどの示唆はなされていないのではないかと。「出す」だけでなく、「考えさせる」「問題解決」ができる場づくりも同時に必要と思う。

[障害者相談支援事業]

・3か所を5か所にして欲しい。（日常生活圏域）

・相談内容のしっかりとした分析と受け入れる側となる地域みんなの意見が聴ける場所がある。

[成年後見制度支援事業]

・本当に必要としている人がきちんと制度を活用できるように、市としてのフォローも考えて欲しい。相談会や事例などの活発な場づくりが必要。市民への投げかけ方にも工夫してほしい。

参考：点検施策の概要

<p>【長期総合計画後期基本計画での位置付け】</p> <p>基本目標：1 みんなが健康で元気なまちづくり 政策：3 障がい者福祉の推進 施策： 障がい者の地域生活を支援する</p>					
<p>【施策概要】</p> <p>障がい者の地域生活が支援される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいに対する理解を深め、正しい認識を持つための障がい者と地域が一体となった取組がなされる。 ・地域に住む人たちの障がいに対する理解が深まり、協力が得られる。 ・障がいの特性に配慮した身近な相談窓口が設置される。 ・グループホームなどの整備により、障がい者の地域生活への移行が進む。 					
【成果指標】	H28 実績	H29 実績	H30 見込	H31 計画	目標値 (H32)
障がいを理由に差別や嫌な思いをした人の割合(%)	(調査未実施)	30.9	(調査予定無し)	(調査予定無し)	27.5 「福祉に関するアンケート調査」
日常生活圏域ごとに設置した相談窓口数(累計)(か所)	3	3	3	3	5
市内グループホーム設置数(累計)(か所)	10	12	14	16	17
成年後見制度利用者数(単年度)(人)	1	2	3	3	4

【施策を構成する事務事業とその概要】

・軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児を対象として、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することで、軽度・中等度難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援する。

・特別障害者手当等給付事業

重度障がい者（児）を対象として、特別障害者手当、障害児福祉手当又は福祉手当を支給することで、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助を図る。

・障害児通所給付費

障がい児を対象として、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援（施設に通いながら、日常生活に必要な知識や集団生活に必要な適応訓練などを行う）を実施することで、障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援する。

・障害者介護給付費

障がい者（児）を対象として、居宅介護、療養介護、生活介護、短期入所などの介護給付（障害の程度が一定以上の人に、日常生活や療養で必要な介護を行う）を実施することで、障がい者（児）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援する。

・特定障害者特別給付費事業

施設入所支援や共同生活援助（グループホーム入所）を受けている障がい者を対象として、食費等の補助や家賃助成を実施することで、経済的負担を軽減する。

・障害者相談支援給付費

障がい者やその家族を対象として利用者に合わせた個別の障害福祉サービス等利用計画を作成したり、施設入所・病院入院の障がい者を対象として在宅での生活が実現できるよう支援（住居探し、在宅サービスの利用調整等）したり、在宅の障がい者を対象として再入所や再入院にならないよう支援（緊急対応、家庭訪問、サービス調整等）したりすることで、障がい者が地域で自立し、安心して生活できるよう支援する。

・障害者自立支援医療給付費

障がい者を対象として、自立支援医療費、療養介護医療費の自己負担額の一部を助成することで、障害の除去・軽減や日常生活の支援を図る。

・障害者補装具給付事業

障がい者（児）を対象として、補装具の購入又は修理に要した費用について補装具費を支給することで、日常生活又は社会生活を営むための支援を行う。

・障害者相談支援事業

障がい者及びその家族を対象として、日常生活を営む上での悩み、困り事の相談を相談支援専門員が電話、訪問等により受け、必要な情報の提供や助言、連絡調整などを行うことで、不安を解消し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援する。

・障害者日常生活用具給付事業

障がい者を対象として、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付し、費用の全部又は一部を補助することで、日常生活又は社会生活を営むための支援を行う。

・重度障害者医療対策事業

重度障がい者を対象として、医療機関を受診する時の医療費の自己負担分を助成することで、経済的負担を軽減する。

・重度障害者医療対策事業（市費分）

重度障がい者を対象として、医療機関入院時の医療費の自己負担分を助成する（福岡県の制度に加えて、市独自で拡大助成する）ことで、経済的負担を軽減する。

・障害者移動支援事業

屋外の移動に著しい制限のある在宅の障がい者等を対象として、移送サービスや付き添いなどの外出のための支援を実施することで、地域における自立生活及び社会参加を促す。

・成年後見制度支援事業

生活保護受給又は低所得の障がい者を対象に、成年後見制度利用に要する費用の全部又は一部や成年後見人等への報酬を助成することで、経済負担を軽減し、成年後見制度の利用を支援する。

・障害者虐待防止対策支援事業

障がい者及びその養護者、市民、障害者施設職員、障がい者を雇用している事業所等を対象として、虐待通報・相談への対応、緊急一時保護、虐待防止・早期発見のための広報・啓発活動、関係機関のネットワーク構築などを実施することで、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行い、障がい者の権利擁護を図る。

・障害児相談支援事業

障がい児やその家族を対象として、利用者に合わせた個別の障害児通所サービス等利用計画を作成することで、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援する。

【その他施策推進に係る取組（点検当日に提供された資料より）】

・障がい者と地域が一体となった取組

街頭啓発、ふれあいカーニバル、わいわいフェスタ、フクテク展、手をつなぐ市民のつどい（実行委員会）、ふくし体験スクール、福祉教育（学校と連携）、ヘルプカードの啓発、みんなが手話でコミュニケーション（手話のチラシ配布）

・我が事、丸ごと地域づくり推進事業

地域力強化推進事業（地域共生社会の実現に向け、住民が主体的に地域課題を把握して解決する体制づくりを行う）、多機関の協働による包括的支援体制構築事業

(2) 点検施策「市民と行政が協働して環境を保全する」の点検結果

(施策統括課：生活環境課 関係課：農林水産課)

外部点検による施策の方向性の示唆

環境美化活動の延べ参加者数は市民の約4分の1と多数であり、アダプト事業も市民協働で取り組んでおり、市民協働が実践されている点は高く評価できる。

しかしながら、指標の設定も含めた成果の出し方に課題があると考えます。

施策の成果指標は、市民協働に関するものが多く、環境保全に関する成果指標（環境に関する市民意識の変化や自然環境・生活環境そのものの変化などを測れる指標）の追加が望まれる。

各事務事業の活動指標・成果指標は、増加が良いのか減少が良いのかわかりにくいものが見受けられる。指標の設定に当たっては、その事務事業でどんな状態（成果）を目指しているのかを明確にし、その状態を見える化するための指標を、もう一工夫していただきたい。

特に、市民が活動主体となる事業では、自分たちの活動の成果をわかりやすく知らせることで、市民のモチベーション向上につながり、市民協働がさらに促進されると考えるためである。

例えば、アダプト事業の指標としては「松枯れ本数」、環境美化活動では「収集したゴミの量」などが考えられ、活動の成果として、それらの写真と一緒に広報などで市民に知らせることも重要である。

また、市民協働をさらに進化させるため、市外の人、団体、企業などに活動参加を促すことにも注力していただきたい。

いずれにせよ、施策のありたい姿を明確にし、それを見える化・共有化することがとても重要である。本施策は「市民協働」がキーワードでもあり、糸島市を訪れる人を含めた市民と一緒に、ありたい姿を共有しながら施策を進めていただきたい。豊かな自然環境は糸島市の大きな魅力であり、本施策の成果が魅力向上にもつながるため、今後の市民協働による活動の広がり期待する。

外部点検員からの見直し・改善に関する主な意見

施策全体に関して

良いと思われる点

- ・市民と行政の協働がうまく促進され、施策全体を通じて成果が出ており、すばらしいと思う。
- ・地域につながる活動になっていると思う。また、各事業が市民生活の向上につながっていると思う。評価する。
- ・ターゲット（松林、竹林、ゴミ）は、はっきりしているので、これに向かった対策は明確で、個別には努力されていることがわかる。
- ・環境美化活動の全市の取組は、参加者が多く、基盤となる立派な制度で、糸島の魅力につながっていると思う。
- ・松林を保全するためのアダプト事業は、市民だけでなく市外の方の力もとりこむことができると思う。その点に、力を入れていただきたい。

見直し・改善すべきと思われる点

【施策の整理と見せ方について】

- ・施策としての各事務事業の関係性が見える「見取り図」があるとよい。
- ・環境保全是、活動が義務にならないよう、やる気・やりがいを住民が持てるように、成果を見える化する方法を検討してほしい。例えば、環境美化活動で収集したごみの量を広報に掲載することや、松林保全による風害・塩害防止機能の状況を成果として知らせるなど。

【指標について】

- ・全体的に、アウトカム指標の設定を考えるととも、現在は、市民協働の指標のみになっているので、環境保全の指標を入れる必要があると思う。
- ・成果を数値で表すのは難しいとは思いますが、成果指標等でわかりやすくするのは、市役所の皆さんの役割、知恵の出し所だと思う。対話の中では、取組の成果が出ていることは確認できたので、活動量が報われる成果指標の設定のために、もう一工夫をお願いしたい。

個別事業に関して

[松林保全アダプト事業（実計）]

- ・成果指標がわかりにくい。白砂青松はどのように達成するか、松枯れ被害の状況を計測したい。
- ・白砂青松の成果の出し方については、例えば、経年変化（よくなっている、スゴイ）を発表してはどうか。アダプト事業の成果として感じられると思う。また、白砂青松の写真展の実施やなんらかの景観や観光に関するアンケートを活用するという方法もあるのでは。
- ・アダプト事業に糸島市以外の団体を積極的に入れていくような方向も考える必要があると思う。
- ・植林のような加点的要素もほしい。

[竹林整備促進事業（実計）]

- ・成果指標の H29 実績値と H30 見込み値に差があるため、適切な見込みなのか疑問がある。
- ・計画どおりに竹林の整備面積が増えていないため、竹林整備が進まない理由を明確にして対策をとる必要があると思われる。
- ・ボランティアとの協働を促進する方向も考えていいのではないか。

[環境美化事業（生活環境分）]

- ・全体の結果の概要を分析して市民に伝えて欲しい。
- ・市民の参加は高い水準にあると思う。今後は、市外の方にも参加を呼びかける仕組みが必要だと思う。
- ・地域別目標の設定があるとよい。

[環境パトロール事業]

- ・不法投棄や散乱ゴミを減少する為に、パトロール以外にできることを考える必要があると思う。

参考：点検施策の概要

<p>【長期総合計画後期基本計画での位置付け】</p> <p>基本目標：3 海、山、川をたいせつにしたまちづくり 政策：1 自然環境の保全育成 施策： 市民と行政が協働して環境を保全する</p>					
<p>【施策概要】</p> <p>市民と行政が協働して環境の保全が図られている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が行うべき道路、水路等の清掃を市民の協力のもとに実施されており、市民の生活環境の保全に大きく貢献している。 ・環境保全に対するより一層の周知・啓発が図られ、校区や行政区を単位とした保全活動が継続されている。 ・環境保全活動団体や環境ボランティアが育成・支援され、ネットワーク化が進み、協働体制が強化・充実する。 ・市民や事業所と協働しながら、不法投棄を防止するための継続的な取組がなされている。 ・市民と協働しながら、松林保全意識の向上と保全などの取組が行われ、松林の持つ公益的機能が回復する。 					
【成果指標】	H28 実績	H29 実績	H30 見込	H31 計画	目標値 (H32)
春と秋の美化活動への参加者数(人)	44,644	48,068	48,100	48,250	48,500
松林保全アダプト制度の登録団体数	11	13	16	18	20
環境ボランティアネットワーク加入団体数	15	16	18	19	20
糸島市は住みやすいと思う市民の割合(市民満足度調査)(%)	(調査未実施)	77.5	77.5	77.5	77.5

【施策を構成する事務事業とその概要】

・松林保全アダプト事業（実計）

市民、地元団体、企業団体などを対象として、アダプト制度による松林保全活動（草刈・清掃）を実施することで、市民協働で海岸線の松林の白砂青松を再生する。

アダプト制度・・・松林を区画割りし、その区画を養子にみため、市民等が里親になって養子（アダプト）の清掃・美化活動等を行う仕組み。

・竹林整備促進事業（実計）

市内の竹林整備を実施する市民を対象として、市内の竹林から搬入される竹を竹粉生産事業者が買い取る価格に商品券を上乗せ交付することで、竹の搬入を促し、竹林整備を促進する。

・環境美化事業（生活環境分）

市民、行政区、団体、企業などを対象として、環境美化活動（ごみ拾い、溝さらいなど）やラブアース・クリーンアップ（海岸、河川等の清掃）を実施することで、地域環境の美化を推進・支援する。

・環境パトロール事業

市内全域を対象として、環境パトロール（不法投棄防止及び環境監視のための巡回パトロール、不法投棄物・散乱ゴミ・放置自転車等の回収・搬入、不法投棄防止のための看板設置など）を実施することで、清潔な美しいまちづくりと快適な生活環境を図る。

4 平成 30 年度外部点検のまとめ

まず、今回の外部点検を通して、市職員が各施策推進に向け、様々な事業を実施しながら日々努力され、ご尽力いただいていることがよくわかり、その姿勢は大いに評価します。また、外部点検を実施するに当たり、点検施策統括課及び関係課の職員の皆様には、点検資料の作成や事前質問への回答など、真摯な対応をいただき、敬意を表します。

今年度点検した 2 つの施策について、個々の点検結果は先に記載したとおりですが、2 施策に共通して感じたことがいくつかありますので、意見として述べます。

【意見】

施策のありたい姿、目指す姿の明確化及び具体化がもっと必要ではないか

施策が目指しているのはどのような状態かをより具体的に明らかにし、施策を進める担当者（市職員）同士はもちろん、市民とも共有することが重要であると考えます。そのためには、インプット（投入） - アウトプット（活動・産出） - アウトカム（市民が受ける成果）のつながりを明らかにしたロジックモデルを精査する必要があると思います。

施策のありたい姿を実現するために、事業の見取り図やロードマップなどの検討が必要ではないか

様々な事業を実施する中で、どの事業に重きを置くのか、どのような道順で施策のありたい姿に近づけていくのか、を検討し、担当者間や場合によっては市民とも共有する必要があると考えます。人員や予算が限られている中で、より効果的に施策推進を図るには重要なことだと考えます。現状把握はとてもしっかり行われていると感じるため、今後は、そこから課題を抽出し、課題解決のための方策を検討することに力を入れていただきたい。そうすることで、事業間にメリハリを付けたり、事業そのもののブラッシュアップにもつながると考えます。

適切な指標の設定を期待する

自治体の政策や施策においては営利目的の民間企業と違って成果指標の設定が難しいということは理解しますが、客観的に効果を測るには数値の成果指標の設定は不可欠です。予算をいくら使うか（インプット）や、何をどれだけ作るか（アウトプット）はとても重要ですが、市民にとってわかりやすいのは、それによりどのような成果を市民が受けるかということです。この市民が受ける成果（アウトカム）を意識して、成果指標を設定していただきたいと思います。市民にわかりやすい成果指標が設定できれば、市民が成果をイメージしやすくなり、市政への理解や市民協働がより進むと期待されます。市民の理解を得て施策を推進していくためには、成果指標が重要なポイントとなるのです。施策や事業の目指す姿を関係者と共有し、つきつめていくことで、適切な指標を見つけることができるのではないかと考えます。

“わかりやすく伝える” “継続して発信する” を心掛けてほしい

施策や事業の目指す姿、アウトカム、成果指標にもつながる視点ですが、“わかりやすく伝える”と“継続して発信する”を常に心掛けてほしいと思います。市職員間の情報共有、関係機関との連携、市民協働、市民への説明責任など様々な場面で“わかりやすく伝える”ことは重要な要素です。「可視化」（見ることができること）し、さらに「見える化」（認識してもらうこと）していくことを意識しながら、相手に伝わるような書き方、話し方、見せ方などを工夫されるよう期待します。スローガンなどを作成し、絶えず発信し続けることも有効と考えます。広報紙、ホームページ、地域へ出向くなど様々な媒体・手段を使い、情報等を受け取る側の意識向上も含めた、伝えるための活動を一層強化してほしいと思います。

上記の4つの意見のうち、3つ目と4つ目は、昨年度の点検報告書で述べた内容とほぼ同じです。

これは、やはりこれらの視点が重要であること、そして改善を繰り返し行っていく必要があり、市役所全庁での共有化を進めるなどし、全職員が意識しながら、さらに改善に取り組んでいただきたいと思います。

また、4つの意見は、今年度点検した2施策のみならず、他の施策にもあてはまる部分があるのではないかと思います。全ての施策において、これらの意見が意識され、よりよい方向へ進むことを望みます。

加えて、糸島市では今年度から次期長期総合計画の策定を始められていますが、長期総合計画は、市の将来像を描き、そのための道筋を立てる重要な計画です。計画策定後の進捗管理においては、策定時における施策のありたい姿の明確化や適切な指標の設定がとても重要になってきます。これまでの外部点検で見出した視点を忘れずに、策定に活かしていただくことを期待します。

最後に

今日の自治体経営においては、今後の人口減少により、規模を縮小しながら、質を充実させていくことが求められており、経験や感覚による判断が通用しにくく、『エビデンス（科学的根拠）に基づく、政策立案（EBPM：Evidence Based Policy Making）』が求められています。

そのため「行政評価」も、エビデンス（科学的根拠）に基づく評価が求められます。

営利目的の民間企業と違って自治体が政策、施策や事業に適正な数値成果指標を設定することは、難しいことではありますが、長期総合計画で掲げた政策・施策などの達成度（アウトカム基準）を部や課など市組織の業績評価基準として設定し、定期的に市長・部長・課長が進捗管理を行う「内部進捗管理」を適切に行うことは長期総合計画を組織全体で推進するために必要なことだと思います。

昨年度に引き続き、今年度も「指標設定に頭を悩ませている。」との声が多く聴かれましたので、外部点検が、その解決の一助になればと思います。

糸島市行政改革推進委員会

会長	村藤 功
副会長	西 憲一郎
委員	石長 史康
	岩井 美樹
	佐藤 倫子
	高山 慎治
	十時 裕
	藤原 好子
	松嶋 慶祐
	吉岡 愛一郎
	山崎 睦